



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月26日 (木曜日) 第 2678 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 37,200 円

目 次

<p>規 則</p> <p>○県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1</p> <p>○宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 2</p> <p>告 示</p> <p>○救急病院の認定…………… (医療業務課) 3</p> <p>○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3</p> <p>○道路の供用の開始…………… (“) 3</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …… (砂防課) 3</p> <p>○土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) …… (“) 6</p> <p>公安委員会規則</p>	<p>○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 8</p> <p>○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則……………10</p> <p>○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則……………13</p> <p>公安委員会公告</p> <p>○警備員等の検定の実施について……………13</p> <p>監査委員公告</p> <p>○監査結果に基づき講じた措置の公表……………14</p> <p>○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………16</p>
---	--

規 則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則 (平成15年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号。以下「条例」という。) 第 4 条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 条の規定に基づき、県立こども療育センターにおいて実施する生活介護 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第 5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)、短期入所 (同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。))、障害児通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)) 及び障害児入所支援 (児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)) に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(障害児通所支援に係る通所特定費用の額)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 4 項の規則で定める通所特定費用の額は、児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第18条の 2 第 2 号に掲げる費用に相当する額の合計額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号。以下「条例」という。) 第 4 条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 条の規定に基づき、県立こども療育センターにおいて実施する生活介護 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第 5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。以下同じ。))、短期入所 (同条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。))、障害児通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)) 及び障害児入所支援 (同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)) に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(障害児通所支援に係る通所特定費用の額)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 4 項の規則で定める通所特定費用の額は、児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第18条の 2 第 1 号及び第 2 号に掲げる費用に相当する額の合計額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p>

第 5 条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 22 項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（児童福祉法第 24 条の 3 第 6 項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

第 5 条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 21 項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第 24 条の 3 第 6 項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

2 [略]

2 [略]

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県規則第 12 号

宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県建設技術センター管理規則（平成 21 年宮崎県規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後									
<p>(休所日)</p> <p>第 2 条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</p> <p>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に同項各号に掲げる日を休所日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休所日とすることができる。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第 3 条 センターの施設を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書（別記様式第 1 号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第 6 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県建設技術セ</p>	<p>(利用時間及び休所日)</p> <p>第 2 条 センターの施設の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">研修生宿舎</td> <td style="text-align: center;">午後 1 時から使用を終了する日の午前 9 時まで</td> <td style="text-align: center;">宮崎県の休日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大教室 中教室 情報処理室 視聴覚室 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 体育館 運転練習場 機械練習場</td> <td style="text-align: center;">午前 9 時から午後 5 時まで</td> <td style="text-align: center;">元年宮崎県条例第 22 号) 第 2 条第 1 項に規定する県の休日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。</p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第 3 条 センターの施設を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。ただし、所長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の許可を受けようとする者は、宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書（別記様式第 1 号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>3 研修生宿舎を利用することができる者は、センターの施設（研修生宿舎を除く。）の利用に係る第 1 項本文の許可を受けた者又はセンターで実施される研修若しくは講習の講師、受講者等とする。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第 6 条 第 3 条第 1 項本文の許可を受けた者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県建設技術センター施設利用許可取消</p>	施設の名称	利用時間	休所日	研修生宿舎	午後 1 時から使用を終了する日の午前 9 時まで	宮崎県の休日	大教室 中教室 情報処理室 視聴覚室 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 体育館 運転練習場 機械練習場	午前 9 時から午後 5 時まで	元年宮崎県条例第 22 号) 第 2 条第 1 項に規定する県の休日
施設の名称	利用時間	休所日								
研修生宿舎	午後 1 時から使用を終了する日の午前 9 時まで	宮崎県の休日								
大教室 中教室 情報処理室 視聴覚室 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 体育館 運転練習場 機械練習場	午前 9 時から午後 5 時まで	元年宮崎県条例第 22 号) 第 2 条第 1 項に規定する県の休日								

ンター施設利用許可取消申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 [略]

(宿泊室等使用料)

第8条 センターの施設の使用料(使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第2条第1項第17号に規定する使用料をいう。以下同じ。)のうち宿泊室等使用料の区分及び施設の名称は、次のとおりとする。

Table with 2 columns: 区 分, 施設の名称. Row 1: [略]. Row 2: 体育館, [略].

(使用料の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にセンターの施設の使用料を支払わなければならない。

別記

様式第1号(第3条関係)

[略]

申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 [略]

(宿泊室等使用料)

第8条 センターの施設の使用料(使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第2条第1項第17号に規定する使用料をいう。以下同じ。)のうち宿泊室等使用料の区分及び施設の名称は、次のとおりとする。

Table with 2 columns: 区 分, 施設の名称. Row 1: [略]. Row 2: 体育館, [略]. Row 3: 運転練習場, 運転練習場. Row 4: 機械練習場, 機械練習場.

(使用料の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合は、センターの施設の使用料は、当該指定管理者に支払わなければならない。

別記

様式第1号(第3条関係)

[略]

(注) 申請者の氏名(法人等にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 211号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

Table with 2 columns: 名 称, 所 在 地. Row 1: 日南市立中部病院, 日南市大堂津5丁目10番1号.

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年3月26日から平成30年3月25日まで

宮崎県告示第 212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月26日から平成27年4月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 205, 県道, 向山日之影線, 西臼杵郡日之影町大字, 旧, 5.0 ~ 9.0, 31.5.

Table with 6 columns. Row 1: 岩井川字近道 799番10から同郡同町同大字同字 799番10まで, 新, 6.0 ~ 53.0, 31.5.

宮崎県告示第 213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年3月26日から平成27年4月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 5 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 供用開始の期日. Row 1: 205, 県道, 向山日之影線, 西臼杵郡日之影町大字岩井川字近道 799番10から同郡同町同大字同字 799番10まで, 平成27年3月26日.

宮崎県告示第 214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	片ノ田谷3	01-201-2-023	土石流
	片ノ田谷4	01-201-2-023-新①	土石流
	築地原	01-302-2-004	土石流
	三月田	01-301-2-002	土石流
	桑田	01-201-2-001	土石流
	桑田-新①	01-201-2-001-新①	土石流
	谷廻	01-201-2-002	土石流
	今出	01-201-2-008	土石流
	追手2	01-303-3-005	土石流
	七騎迫1	01-303-3-006	土石流
	片ノ田-1	I-1-3046	急傾斜地の崩壊
	本郷1丁目-2	I-2-0094	急傾斜地の崩壊
	浮田-1-新①	I-1-0036-新①	急傾斜地の崩壊
	車坂	I-2-0203	急傾斜地の崩壊
	山崎	III-1-9094	急傾斜地の崩壊
	黒草-4	II-2-0324	急傾斜地の崩壊
	黒草-4-新①	II-2-0324-新①	急傾斜地の崩壊
	黒草-1	II-1-4265	急傾斜地の崩壊
	三月田-1	II-1-4233	急傾斜地の崩壊

三月田-1-新①	II-1-4233-新①	急傾斜地の崩壊
青水	I-1-0016	急傾斜地の崩壊
青水-新①	I-1-0016-新①	急傾斜地の崩壊
青水-新②	I-1-0016-新②	急傾斜地の崩壊
苗田-新①	I-1-0017-新①	急傾斜地の崩壊
芳士五反田	I-1-2030	急傾斜地の崩壊
平田-1	I-1-3026	急傾斜地の崩壊
今出	I-1-3029	急傾斜地の崩壊
今出-新①	I-1-3029-新①	急傾斜地の崩壊
蓮ヶ池	II-1-4001	急傾斜地の崩壊
蓮ヶ池-新①	II-1-4001-新①	急傾斜地の崩壊
蓮ヶ池-新②	II-1-4001-新②	急傾斜地の崩壊
蓮ヶ池-新③	II-1-4001-新③	急傾斜地の崩壊
苗田-1	II-1-4076	急傾斜地の崩壊
苗田-1-新①	II-1-4076-新①	急傾斜地の崩壊
境田-1	II-1-4077	急傾斜地の崩壊
境田-1-新①	II-1-4077-新①	急傾斜地の崩壊
境田-2	II-1-4078	急傾斜地の崩壊
平田-2	II-1-4081	急傾斜地の崩壊
人ノ前-1	II-1-4082	急傾斜地の崩壊
清水	III-1-9052	急傾斜地の崩壊
一ノ宮-1	I-1-3015	急傾斜地の崩壊
一ノ宮-1-新①	I-1-3015-新①	急傾斜地の崩壊
一ノ宮-1	I-1-3015-新②	急傾斜地の崩壊

一ノ宮-1 -新②					
一ノ宮-1 -新③	I-1-3015-新③	急傾斜地の崩壊		曾井-1	I-1-3041 急傾斜地の崩壊
一ノ宮-1 -新④	I-1-3015-新④	急傾斜地の崩壊		曾井-3	II-1-4197 急傾斜地の崩壊
一ノ宮-1 -新⑤	I-1-3015-新⑤	急傾斜地の崩壊		曾井-3- 新①	II-1-4197-新① 急傾斜地の崩壊
尾廻-1	I-1-3028	急傾斜地の崩壊		中福良-1	I-1-0053 急傾斜地の崩壊
尾廻	II-1-0015	急傾斜地の崩壊		中福良-1 -新①	I-1-0053-新① 急傾斜地の崩壊
谷廻-1	II-1-4072	急傾斜地の崩壊		中福良-1 -新②	I-1-0053-新② 急傾斜地の崩壊
尾廻-4	II-1-4073	急傾斜地の崩壊		中福良-2	I-1-0054 急傾斜地の崩壊
尾廻-4- 新①	II-1-4073-新①	急傾斜地の崩壊		高 蟬	I-1-0046 急傾斜地の崩壊
一ノ宮-2	III-1-9032	急傾斜地の崩壊		高蟬-新①	I-1-0046-新① 急傾斜地の崩壊
東十-新①	I-1-0143-新①	急傾斜地の崩壊		高蟬-1	II-1-4112 急傾斜地の崩壊
新町-7	II-1-4306	急傾斜地の崩壊		高蟬-1- 新①	II-1-4112-新① 急傾斜地の崩壊
新町-6	II-1-4305	急傾斜地の崩壊		高蟬-2	II-1-4113 急傾斜地の崩壊
新町-6- 新①	II-1-4305-新①	急傾斜地の崩壊		水待-1	II-1-4110 急傾斜地の崩壊
新町-4	I-1-3090	急傾斜地の崩壊		水待-2	II-1-4111 急傾斜地の崩壊
新町-4- 新①	I-1-3090-新①	急傾斜地の崩壊		小 村	01-201-2-016 土 石 流
追手-2	I-1-0161	急傾斜地の崩壊		高蟬-2- 新①	II-1-4113-新① 急傾斜地の崩壊
西野久尾- 3	II-1-4302	急傾斜地の崩壊		塚崎-1	II-1-4125 急傾斜地の崩壊
西春田-3	II-1-4301	急傾斜地の崩壊		塚崎-1- 新①	II-I-4125-新① 急傾斜地の崩壊
西春田-3 -新①	II-1-4301-新①	急傾斜地の崩壊		塚崎-2	II-1-4126 急傾斜地の崩壊
西春田-1	II-1-4299	急傾斜地の崩壊		塚崎-2- 新①	II-1-4126-新① 急傾斜地の崩壊
西春田-1 -新①	II-1-4299-新①	急傾斜地の崩壊		生目庄無田	I-1-0058 急傾斜地の崩壊
七騎迫-2	II-1-4298	急傾斜地の崩壊		生目庄無田 -新①	I-1-0058-新① 急傾斜地の崩壊
				庄 無 田	II-1-4127 急傾斜地の崩壊

生目安ヶ迫	I-1-3010	急傾斜地の崩壊
八 所	I-1-0060	急傾斜地の崩壊
八所-新①	I-1-0060-新①	急傾斜地の崩壊
大塚台東一丁目	I-2-0093	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	有 富 川	11- 441- 1- 085	土 石 流
日之影町	上栃の木-2	I-1-1947	急傾斜地の崩壊
	草 仏 - 2	I-1-1948	急傾斜地の崩壊
	上栃の木-1	II-1-8278	急傾斜地の崩壊
	草 仏 - 1	II-1-8279	急傾斜地の崩壊
	乙 女	II-1-8280	急傾斜地の崩壊
	乙女-新①	II-1-8280-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	築 地 原	01- 302- 2- 004	土 石 流
	桑 田	01- 201- 2- 001	土 石 流
	桑田-新①	01- 201- 2- 001-新①	土 石 流
	谷 廻	01- 201- 2- 002	土 石 流
	七 騎 迫 1	01- 303- 3- 006	土 石 流
	山 崎	III- 1- 9094	急傾斜地の崩壊
	黒 草 - 1	II- 1- 4265	急傾斜地の崩壊
	青 水	I- 1- 0016	急傾斜地の崩壊
	青水-新①	I- 1- 0016-新①	急傾斜地の崩壊
	青水-新②	I- 1- 0016-新②	急傾斜地の崩壊
	苗田-新①	I- 1- 0017-新①	急傾斜地の崩壊
	芳士五反田	I- 1- 2030	急傾斜地の崩壊
	今 出	I- 1- 3029	急傾斜地の崩壊
	今出-新①	I- 1- 3029-新①	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池	II- 1- 4001	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池-新①	II- 1- 4001-新①	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池-新②	II- 1- 4001-新②	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池-新③	II- 1- 4001-新③	急傾斜地の崩壊
	苗田-1	II- 1- 4076	急傾斜地の崩壊
	苗田-1-新①	II- 1- 4076-新①	急傾斜地の崩壊
境田-1	II- 1- 4077	急傾斜地の崩壊	
境田-1-新①	II- 1- 4077-新①	急傾斜地の崩壊	

境 田 - 2	Ⅱ - 1 - 4078	急傾斜地の崩壊	西野久尾 - 3	Ⅱ - 1 - 4302	急傾斜地の崩壊
平 田 - 2	Ⅱ - 1 - 4081	急傾斜地の崩壊	西春田 - 3	Ⅱ - 1 - 4301	急傾斜地の崩壊
人ノ前 - 1	Ⅱ - 1 - 4082	急傾斜地の崩壊	西春田 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4301 - 新①	急傾斜地の崩壊
清 水	Ⅲ - 1 - 9052	急傾斜地の崩壊	西春田 - 1	Ⅱ - 1 - 4299	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1	I - 1 - 3015	急傾斜地の崩壊	西春田 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4299 - 新①	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1 - 新①	I - 1 - 3015 - 新①	急傾斜地の崩壊	七騎迫 - 2	Ⅱ - 1 - 4298	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1 - 新②	I - 1 - 3015 - 新②	急傾斜地の崩壊	曾 井 - 1	I - 1 - 3041	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1 - 新③	I - 1 - 3015 - 新③	急傾斜地の崩壊	曾 井 - 3	Ⅱ - 1 - 4197	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1 - 新④	I - 1 - 3015 - 新④	急傾斜地の崩壊	曾井 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4197 - 新①	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 1 - 新⑤	I - 1 - 3015 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	中福良 - 1	I - 1 - 0053	急傾斜地の崩壊
尾 廻 - 1	I - 1 - 3028	急傾斜地の崩壊	中福良 - 1 - 新①	I - 1 - 0053 - 新①	急傾斜地の崩壊
尾 廻	Ⅱ - 1 - 0015	急傾斜地の崩壊	中福良 - 1 - 新②	I - 1 - 0053 - 新②	急傾斜地の崩壊
谷 廻 - 1	Ⅱ - 1 - 4072	急傾斜地の崩壊	中福良 - 2	I - 1 - 0054	急傾斜地の崩壊
尾 廻 - 4	Ⅱ - 1 - 4073	急傾斜地の崩壊	高 蟬	I - 1 - 0046	急傾斜地の崩壊
尾廻 - 4 - 新①	Ⅱ - 1 - 4073 - 新①	急傾斜地の崩壊	高蟬 - 新①	I - 1 - 0046 - 新①	急傾斜地の崩壊
一ノ宮 - 2	Ⅲ - 1 - 9032	急傾斜地の崩壊	高 蟬 - 1	Ⅱ - 1 - 4112	急傾斜地の崩壊
東十一新①	I - 1 - 0143 - 新①	急傾斜地の崩壊	高蟬 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4112 - 新①	急傾斜地の崩壊
新 町 - 7	Ⅱ - 1 - 4306	急傾斜地の崩壊	高 蟬 - 2	Ⅱ - 1 - 4113	急傾斜地の崩壊
新 町 - 6	Ⅱ - 1 - 4305	急傾斜地の崩壊	水 待 - 1	Ⅱ - 1 - 4110	急傾斜地の崩壊
新町 - 6 - 新①	Ⅱ - 1 - 4305 - 新①	急傾斜地の崩壊	水 待 - 2	Ⅱ - 1 - 4111	急傾斜地の崩壊
新 町 - 4	I - 1 - 3090	急傾斜地の崩壊	小 村	01 - 201 - 2 - 016	土 石 流
新町 - 4 - 新①	I - 1 - 3090 - 新①	急傾斜地の崩壊	吾 田 谷 4	01 - 201 - 1 - 013	土 石 流
追 手 - 2	I - 1 - 0161	急傾斜地の崩壊	吾 田 谷 2	01 - 201 - 1 - 015	土 石 流
			高蟬 - 2 -	Ⅱ - 1 - 4113 - 新①	急傾斜地の崩壊

新①		
塚崎 - 1	II - 1 - 4125	急傾斜地の崩壊
塚崎 - 1 - 新①	II - I - 4125 - 新①	急傾斜地の崩壊
塚崎 - 2	II - 1 - 4126	急傾斜地の崩壊
塚崎 - 2 - 新①	II - 1 - 4126 - 新①	急傾斜地の崩壊
生目庄無田	I - 1 - 0058	急傾斜地の崩壊
生目庄無田 - 新①	I - 1 - 0058 - 新①	急傾斜地の崩壊
庄 無 田	II - 1 - 4127	急傾斜地の崩壊
生目安ヶ迫	I - 1 - 3010	急傾斜地の崩壊
八 所	I - 1 - 0060	急傾斜地の崩壊
八所 - 新①	I - 1 - 0060 - 新①	急傾斜地の崩壊
大塚台東一丁目	I - 2 - 0093	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	上栃の木-2	I-1-1947	急傾斜地の崩壊
	草仏-2	I-1-1948	急傾斜地の崩壊
	上栃の木-1	II-1-8278	急傾斜地の崩壊
	草仏-1	II-1-8279	急傾斜地の崩壊
	乙女	II-1-8280	急傾斜地の崩壊
	乙女-新①	II-1-8280-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(警務部の分課) 第2条 警務部に次の7課を置く。 総務課 会計課 情報管理課 警務課 監察課 教養課 厚生課 (会計課)	(警務部の分課) 第2条 警務部に次の8課を置く。 総務課 会計課 <u>施設整備課</u> 情報管理課 警務課 監察課 教養課 厚生課 (会計課)
第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。 (1) [略]	第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。 (1) [略]

- (2) 財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。
 - (3) 庁舎の営繕管理に関すること。
 - (4) [略]
 - (5) 遺失物、埋蔵物及び歳入歳出以外の現金出納に関すること。
 - (6) [略]
 - (7) けん銃、車両等装備の管理、整備及び運用に関すること。
 - (8) 給貸与品の調整及び支給に関すること。
 - (9) [略]
- 2 会計課に施設装備室及び監査室を置く。
- 3 施設装備室においては、財産及び装備に関する事務をつかさどる。
- 4 施設装備室に施設装備室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。
- 5 施設装備室長は、上司の命を受け、施設装備室の事務をつかさどる。
- 6～8 [略]

(厚生課)

第 9 条 [略]

(課長、所長及び隊長)

第32条 [略]

2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、情報管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、事務職員又は技術職員をもって充てることができる。

3 [略]

(施設装備官)

第34条の2 警務部に施設装備官を置く。

2 施設装備官は、警視又は事務職員をもって充てる。

3 施設装備官は、上司の命を受け、庁舎の営繕管理及び装備に関する事務をつかさどる。

第34条の3～第34条の5 [略]

別表 (第37条関係)

職	職 制 又 は 職 制 上 の 職
事務職員又は技術職員	課長、施設装備官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師

(2) 財産の取得、管理及び処分に関すること (施設装備課の所管に属するものを除く。)

(3) [略]

(4) 遺失物及び埋蔵物に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

2 会計課に監査室を置く。

3～5 [略]

(施設装備課)

第4条の2 施設装備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。

(2) 警察施設の営繕に関すること。

(3) 拳銃、車両等装備品の管理、整備及び運用に関すること。

(4) 給貸与品の調整及び支給に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関すること。

(厚生課)

第 9 条 [略]

2 厚生課に健康管理対策室を置く。

3 健康管理対策室においては、職員の健康管理に関する事務をつかさどる。

4 健康管理対策室に健康管理対策室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。

5 健康管理対策室長は、上司の命を受け、健康管理対策室の事務をつかさどる。

(課長、所長及び隊長)

第32条 [略]

2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、施設装備課長、情報管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、事務職員又は技術職員をもって充てることができる。

3 [略]

第34条の2～第34条の4 [略]

別表 (第37条関係)

職	職 制 又 は 職 制 上 の 職
事務職員又は技術職員	課長、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成27年3月30日から施行する。

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第3号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づく行政処分の公表基準について定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、公安委員会が行った、次に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。

(1) 警備業法に基づく行政処分

ア 警備業法第8条の規定による認定の取消し

イ 警備業法第48条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内にア、ウ若しくはエの行政処分のいずれかを受けた者に係るものに限る。）

ウ 警備業法第49条第1項の規定による営業停止命令

エ 警備業法第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法に基づく行政処分

ア 探偵業法第14条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内にイ若しくはウの行政処分のいずれかを受けた者に係るものに限る。）

イ 探偵業法第15条第1項の規定による営業停止命令

ウ 探偵業法第15条第2項の規定による営業廃止命令

(公表する事項)

第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定証番号（警備業法に基づく行政処分に限る。）又は届出証明書番号（探偵業法に基づく行政処分に限る。）

(2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地

(3) 行政処分に係る営業所等の名称及び所在地

(4) 行政処分の年月日

(5) 行政処分の内容

(6) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令

(7) 行政処分を行った都道府県公安委員会

(公表の方法及び期間)

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課において警備業・探偵業行政処分簿（別記様式。以下「処分簿」という。）を作成して備え付けるとともに、当該処分簿の内容を宮崎県警察のホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 前項の公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

(他の都道府県公安委員会への通知等)

第5条 公安委員会が、他の都道府県公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）の管轄区域内に主たる営業所を有している被処分者に営業停止命令を行ったときは、当該他の公安委員会に当該営業停止命令に係る処分簿の写しを送付することにより通知するものとする。

2 公安委員会は、他の公安委員会から、宮崎県内に主たる営業所を有している被処分者の営業停止命令の通知を受けた場合は、第3条の内容を前条に準じて公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

2 警備業法令事務取扱規則（平成17年宮崎県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>(営業停止命令の公表)</p> <p>第 9 条 公安委員会が警備業者に対して営業停止命令を行ったとき (宮崎県内に営業所を有する警備業者の他県の営業所に関して、 他の公安委員会が営業停止命令を行ったときを含む。) は、当該 警備業者等について、別記様式第10号により、宮崎県公報への掲 載、公安委員会の公示を通じて公表するものとする。</p> <p>(講師の指定)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に規定する講師の指定は、別記様式第11号又は別記様式第 12号により行うものとする。</p> <p>第11条 [略]</p> <p>様式第10号 (第 9 条関係)</p> <p style="text-align: center;">警 備 業 法 行 政 処 分 書</p> <p style="text-align: right;">(宮崎県)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被 認</td> <td style="width: 10%;">定</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>処 氏 名 又 は 名 称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分 住</td> <td>所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>者 主 たる 営業所の所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者 の 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 たる 業 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処 分 の 年 月 日</td> <td>平成</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 内 容</td> <td>営業停止 (日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分を行った公安委員会</td> <td></td> <td>公安委員会</td> </tr> </table> <p>様式第11号 (第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号 (第10条関係)</p> <p>[略]</p>	被 認	定		処 氏 名 又 は 名 称			分 住	所		者 主 たる 営業所の所在地			代 表 者 の 氏 名			主 たる 業 務			処 分 の 年 月 日	平成	年 月 日	処 分 の 内 容	営業停止 (日)		処分を行った公安委員会		公安委員会	<p>(講師の指定)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する講師の指定は、別記様式第10号又は別記様式第 11号により行うものとする。</p> <p>第10条 [略]</p> <p>様式第10号 (第 9 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第11号 (第 9 条関係)</p> <p>[略]</p>
被 認	定																											
処 氏 名 又 は 名 称																												
分 住	所																											
者 主 たる 営業所の所在地																												
代 表 者 の 氏 名																												
主 たる 業 務																												
処 分 の 年 月 日	平成	年 月 日																										
処 分 の 内 容	営業停止 (日)																											
処分を行った公安委員会		公安委員会																										

別記様式 (第 4 条、第 5 条関係)

警 備 業 ・ 探 偵 業 行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所等の名称及び所在地	
行政処分年月日	年 月 日	
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令		
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1) 行政処分の内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 行政処分の理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する(例:「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執ようにつきまとったもの」等)。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第4号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則の一部改正)

第1条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則(平成18年宮崎県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業停止命令)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等(以下「代行業者等」という。)が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(30日以上の治療を要する人の傷害又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第1の2の表に規定する後遺障害をいう。以下同じ。)を起こした場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、<u>国土交通大臣</u>から法23条第2項の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(営業停止命令)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等(以下「代行業者等」という。)が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(30日以上の治療を要する人の傷害又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2の3の表に規定する後遺障害をいう。以下同じ。)を起こした場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、<u>宮崎県知事</u>から法23条第2項の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(平成25年宮崎県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公表の対象とする行政処分)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、公表対象処分であっても公表しないものとする。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による<u>国土交通大臣</u>からの要請に際し、<u>国土交通大臣</u>から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(公表の対象とする行政処分)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、公表対象処分であっても公表しないものとする。</p> <p>(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による<u>宮崎県知事</u>からの要請に際し、<u>宮崎県知事</u>から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員

会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年3月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成27年 6 月27日 (土) 午前 9 時から 午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
 - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間
平成27年 5 月11日 (月) から 5 月22日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
 - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
 - オ 雑踏警備 2 級検定合格証明書の写し及び雑踏警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)
 - カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
 - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。
なお、雨天時は雨合羽も持参すること。
 - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
 - (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

監査委員公告

平成27年 1 月 8 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 3 月26日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
宮崎県監査委員 山 口 博
宮崎県監査委員 中 野 廣 明
宮崎県監査委員 田 口 雄 二

1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
東臼杵 西部鳥 獣被害 防止対 策協議 会 (補 助団 体)	宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金について、侵入防止柵用資材の物品供給契約手続が完了していないものがあつた。善処を要する。(指摘事項)	物品供給契約について、手続が完了していることを確認した。 今後、契約手続の漏れがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。
宮崎県 土地改 良事業 団体連 合会 (補 助団 体)	土地改良施設維持管理適正化事業補助金等について、状況報告が行われていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	今後、このようなことがないよう、規則及び要綱の規定事項を習熟することについて、職場内研修等により周知徹底を行うよう指導した。
公益社	畜産経営コンサル力強	不足額面分の収入印紙の

団法人 宮崎県 畜産協 会 (補 助団体)	化事業の専門コンサルタ ント育成研修 (養豚部門)に係る業務委託につい て、貼付されている収入 印紙の税額が不足するな ど契約書に不備があった 。善処を要する。(注意 事項)	貼付を行うなどの是正措置 がなされていることを確認 した。 今後は、契約事務の不備 が生じないよう、チェック 体制を強化し、適正な事務 処理を行うよう指導した。	団体)	成等工事について、工期 変更協議書に収入印紙が 貼付されていなかった。 善処を要する。(注意事 項)	貼付及びその事務処理を行 った旨を確認した。 今後は、契約関係事務の チェック体制を強化し、適 正な事務処理を行うよう指 導した。
一般財 団法人 宮崎県 交通安 全協会 (補助 団体)	高齢者交通安全教育事 業に係る広告業務委託に ついて、請書に収入印紙 が貼付されていなかった 。善処を要する。(注意 事項)	監査の結果を受け、バス 広告業務委託の請書に収入 印紙が貼付してあることを 確認した。 今後、漏れのないよう、 チェック体制を強化し、適 正な事務処理を行うよう指 導した。	宮崎県 住宅供 給公社 (出資 団体)	江平ビル清掃業務の委 託契約について、委託期 間に誤りがあった。留意 を要する。(指摘事項)	適正な事務処理が行われ るよう、会計処理規程等を 見直すよう指導した。
	歩行環境シミュレータ のリース取引について、 適用する会計基準に沿っ た事務処理が行われてい なかった。留意を要する 。(注意事項)	監査の結果を受け、リー ス物件である歩行環境シミ ュレータを公益法人会計基 準に沿って、貸借対照表等 にリース物件として計上し 、資産として管理するよう に改善されたことを確認し た。 今後、遺漏が生じないよ う、公益法人会計基準を遵 守した適正な事務処理を行 うよう指導した。	社会福 祉法人 宮崎県 社会福 祉協議 会 (出 資団体)	佐藤棟良福祉基金助成 金について、額の確定及 び確定通知が行われてい ないものが見受けられた 。留意を要する。(指摘 事項)	宮崎県社会福祉協議会に 対し、速やかに所定の手続 を完了させることを指導し 、額の確定及び確定通知を 行った。 また、今後適正な実施を 図るため、当該基金助成金 交付要綱の内容を再度確認 させるとともに、チェック 体制の見直しを指導した。
一般社 団法人 宮崎県 林業公 社 (出 資団体)	第 3 期経営計画 (改訂 計画) に基づき経営改善 に積極的に取り組んでは いるが、大幅な債務超過 となっており、その額も 前年度と比較して増加し ている。なお一層の経営 改善努力が望まれる。(要望事項)	林業公社では、平成24年 3月に策定した第 3 期経営 計画 (改訂計画) に基づき 、公社自身の経営努力によ る収入の増や、繰上償還等 による利息の軽減などの経 営改善に取り組んでおり、 厳しい経営状況ではあるが 、平成25年度は、計画を上 回る収益を確保でき、計画 に沿って経営改善が進んで いる。 引き続き更なる経営改善 に向け、現在、県では毎月 、公社と協議を行いながら 、一体となって計画の確実 な実行に努めているところ であり、今後とも厳しい目 をもって指導・監督を行っ ていくこととしている。	公益財 団法人 宮崎県 移植推 進財団 (出資 団体)	決算財務諸表について 、貸借対照表の指定正味 財産の計上額に誤りがあ った。留意を要する。(注 意事項)	公益財団法人宮崎県移植 推進財団から、会計ソフト の平成25年度指定正味財産 の内訳残高の修正及び平成 25年度事業報告に添付の貸 借対照表及び貸借対照表内 訳書の差し替えを行った旨 の改善報告がなされたこと から、今後は、チェック体 制を強化し、適正な会計経 理、決算及び資産管理等の 処理を図るよう指導した。
公益社 団法人 宮崎県 農業振 興公社 (出資 団体)	休日勤務手当について 、支給時期が遅れている ものが散見された。留意 を要する。(注意事項)	諸手当の支給事務に当た っては、職員給与規程に基 づき適正に事務処理を行う よう指導した。	公益財 団法人 宮崎県 健康づ くり協 会 (出 資団体)	ファイナンス・リース 取引について、適用する 会計基準に沿った事務処 理が行われていなかった 。留意を要する。(指摘 事項)	公益財団法人宮崎県健康 づくり協会から、リース契 約について、公益法人会計 基準に基づきファイナンス ・リースの要件に合致する 契約の確認を行い、平成26 年度会計において適正に事 務処理を行った旨の改善報 告がなされたことから、今 後は、公益法人会計基準に 基づいた適正な会計経理の 徹底を図るよう指導した。
	畜産担い手育成総合整 備事業に係る施設用地造	指摘のあった工期変更協 議書において、収入印紙の		検体検査委託契約につ いて、同一の契約書が複 数存在し、同一検査項目 の単価が異なっていた。	公益財団法人宮崎県健康 づくり協会から、契約内容 について、契約の相手方や 内容等について十分に精査

	留意を要する。(注意事項)	・確認を行い、一層の適正な契約事務の執行に努める旨の改善報告がなされたことから、今後は、契約の内容等を十分に確認し、適正な契約事務の執行を図るよう指導した。		、適用する会計基準に沿った事務処理が行われていないものがあった。留意を要する。(注意事項)	用する会計基準に従い、適正な会計処理を行うよう指導した。
	通勤手当について、給与規程と給与等支給実務要領の整合性が図られていなかった。善処を要する。(注意事項)	公益財団法人宮崎県健康づくり協会から、通勤手当について、給与規程を改正し、給与等支給実務要領との整合性を図ったとの改善報告がなされたことから、今後は、給与規程及び給与等支給実務要領に基づいた適正な会計経理の徹底を図るよう指導した。	一般財団法人 一ツ瀬川県民スポーツセンター(出資団体)	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局PR事業に関する業務委託について、会計規程に沿った事務処理が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)	業務委託契約に限らず、全ての会計事務について会計規程に沿った処理を行うよう財団に指導を行った。
公益財団法人 宮崎県環境整備公社(出資団体)	エコクリーンプラザみやざき管理型処分場漏水探知システム修理業務委託について、見積額に100分の5に相当する金額を加算せずに契約していた。留意を要する。(注意事項)	今後は、十分に確認を行い、適正な契約事務を行うよう指導した。		一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局PR事業に関する業務委託について、契約書で禁止されている再委託が行われていた。留意を要する。(注意事項)	今後、同様の契約を結ぶ場合は業務内容や禁止事項について契約書を十分に確認した上で契約を結び、業務を遂行するよう財団に指導を行った。
	搬入ごみ検査機のリース取引について、適用する会計基準に沿った事務処理が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)	当該ごみ検査機の事務処理については、これまでオペレーティングリース契約に基づく「賃貸借処理」により会計処理を行っていたが、今後は、会計基準に沿って、ファイナンスリース契約に基づく「売買処理」での会計処理を行うよう指導した。			
公益財団法人 みやざき観光コンベンション協会(出資団体)	決算財務諸表について、退職給与引当金等の計上額に誤りが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	今後、決算財務諸表について、適正に計算を行い、計上額を誤ることのないよう指導した。			
	公益財団法人みやざき観光コンベンション協会(出資団体)	今後、再発防止のため、事務管理を徹底し、適切な事務処理を行うよう指導した。			
一般社団法人 宮崎県家畜改良事業団(出資団体)	工事請負契約について、固定資産取得規程に定められた工事連帯保証人が立てられていなかった。留意を要する。(注意事項)	注意を受けた工事請負契約における工事連帯保証人については、固定資産取得規程を見直すなど、適正な工事請負契約を行うよう指導した。			
	凍結精液保管等施設機器のリース取引について	注意を受けたリース取引の会計処理については、適			

平成26年4月7日付けで公表した平成25年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月26日

宮崎県監査委員 宮本 尊
宮崎県監査委員 山口 博
宮崎県監査委員 中野 廣明
宮崎県監査委員 田口 雄二

- 1 包括外部監査の特定事件
県出資団体の財務状況について(資産を中心として)
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - (1) 指摘事項
ア 複十字シール募金事業について【公益財団法人宮崎県健康づくり協会】

監査の結果	講じた措置
現状の財務諸表には複十字シール募金事業に関する決算内容が取り込まれていない。当該事業は当法人が窓口になっている事業であるので、当法人の財務諸表に反映させる会計処理が必要である。	当該事業については、平成25年度の公益財団法人移り込まれていない。当該事業は当法人が窓口になっている事業であるので、当法人の財務諸表に反映させる会計処理を行った。

イ 未収入金金額について【公益財団法人宮崎県健康づくり協会】

監査の結果	講じた措置
財務諸表に計上されている未収入金(110,686千円)と台帳上の未収入金残高(101,856千円)に差額(8,830千円)が生じている。台帳上の未収入金残高が正しい金額とこのことであるので帳簿価額	未収入金の差額については、台帳上では未収金と仮受金を適正に相殺処理したが、財務諸表上では相殺処理しなかった事務ミスであり、平成25年度決算におい

を台帳の金額に修正する会計処理が必要である。

て、帳簿価額を台帳の金額に修正する会計処理を行った。

ウ 滞留未収入金について【公益財団法人宮崎県健康づくり協会】

監査の結果	講じた措置
滞留未収入金が生じている（1,096千円）。回収努力を継続する必要がある。現状では、回収困難な未収入金を直接貸倒損失計上しているが、まずは回収可能性を判断して貸倒引当金を設定し、なお回収困難な場合に貸倒損失処理するほうが望ましい。	当該滞留未収入金については、各部署と連携し、回収に努め、約7割の回収を行った（現在残額 318千円）。 今後も引き続き、回収努力を継続するとともに、高額等の回収困難案件が発生した場合は、貸倒引当金の設定等を検討する。

エ 会計処理規程について【公益財団法人宮崎県健康づくり協会】

監査の結果	講じた措置
実際の会計処理と規程上定めた会計処理方針が異なっている点が見られた。規程に準拠した会計処理を行うことが必要である。なお、規程の記載が実態的でない場合は、規程を変更することが必要である。	固定資産の減価償却の方法については、会計処理規程において、「定額法」を「定率法（ただし建物、ソフトウェアについては定額法）」とする改正を行い、実際の会計処理との整合性を図った。

オ 仮受金について【公益財団法人宮崎県健康づくり協会】

監査の結果	講じた措置
内部取引による経理区分間の債権と債務が一致していないため、結果として相殺されていない仮受金の残高が約 6,633千円ある。原因を追及し適切に処理する必要がある。	当該仮受金については、過年度において未収金と相殺すべき仮受金を、財務諸表上で相殺処理しなかった事務ミスであり、平成25年度決算において、適正な会計処理を行った。

カ 固定資産の表示及び管理について【宮崎県信用保証協会】

監査の結果	講じた措置
電話加入権が事業用不動産に、施設設置負担金が事業用動産に計上されているが、全国信用保証協会連合会の定める経理処理要領にもあるとおり、すべて事業用不動産に計上すべきである。	包括外部監査終了後の年度末決算において、施設設置負担金は事業用動産から事業用不動産に計上を変更し改善を行った。

キ 貸倒引当金について【公益財団法人宮崎県産業振興機構】

監査の結果	講じた措置
貸倒実績率に基づいて算定している貸倒引当金の対象となる債権に将来発生すると見込まれる債権が含まれている。貸倒引当金は債権残高のうち回収不能見込額を計上するものであり、計上されていない債権を対象とすべきでない。算定方法の改善が必要である。	貸倒引当金については、平成25年度決算から会計監査人の助言に基づき、貸借対照表上の資産（債権）のみを対象に算定している。

(2) 監査意見

ア 遊休資産について【宮崎県信用保証協会】

監査の結果	講じた措置
所有動産・不動産に計上されている土地は過年度において代償により取得した物件のうち、売却されずに残っているものである。協会の事業に利用できる土地ではないため、早急な処分が必要であると考えられる。	昭和62年に求償権回収のために代償取得を行った不動産については、昭和62年、昭和63年に大部分は処分を行ったが、当該物件である通路部分の土地は処分に至っていない。その後も隣人への交渉、市への寄付等の交渉を行ってきたもののいずれも解決には至っていない。今後も処分に向け努めてまいりたい。

イ 資金運用について【宮崎県信用保証協会】

監査の結果	講じた措置
平成24年度末での有価証券の保有比率は有価証券運用基準における限度額より約15%少ないレベルとなっている。今後の景気動向等を加味したうえで見積もった年度の最大限必要な資金量を越える部分については有価証券での運用を増加させて、より効率的に資金を運用することも必要かと考える。	平成23年度より有価証券の購入額を暫時増加させ、平成25年度の保有率は、56.9%となっている。 しかし、近年、外部環境の変化等に伴い、有価証券に対する需要の高まりを受け、購入自体が難しい状況となっている。 また、現状の有価証券利回りは低水準にあり、将来の金利上昇リスク等を考慮し償還構成バランスを見ながらの運用に努めるとともに、余剰資金については効率的な運用方法を模索してまいりたい。

ウ 未収収益について【公益財団法人宮崎県産業振興機構】

監査の結果	講じた措置
保有する利付商工債の未収利息について、会計上利息計上していないものがあつた。重要性のある金額ではないが、未収利息を計上している債券もあり、一貫した会計処理が望まれる。	平成25年度決算から、全ての債券において未収利息を計上し、一貫した会計処理を行った。

エ 財政状態について【公益財団法人宮崎県産業振興機構】

監査の結果	講じた措置
平成24年度末の法人の正味財産が 3,539千円と極めて脆弱になっているのは宮崎県中小企業等支援ファンドの損失（法人負担分の累積額）970百万円を財務諸表に反映したことによる影響が大きい。県より損失補償契約による損失の補償が実行されたあとには、法人の財政状況は大きく改善されると思われる。また、現状の処理は、	今後、同様の案件がでてきた場合は、公益法人会計基準等を照らし合わせ、会計監査人の意見を徴し、適正な会計処理に努める。

法人の財政状態のプレを大きく生じさせた感は否めない。

オ 決裁伺書について【公益財団法人宮崎県建設技術推進機構】

監査の結果	講じた措置
有価証券の運用は会計規程どおりの理事長の承認を得て、経理責任者が行っているが、平成24年度中の国債買い付けに関する決裁伺書の決裁日付記入欄が空欄となっている。買い付け前に理事長が決裁をしていることを明確にするためにも、決裁日付欄への日付記入を徹底する必要がある。	意見に基づき平成24年度の国債買い付けに関する決裁伺書の決裁日付欄への日付記入を実施した。

カ 金券類について【公益財団法人宮崎県建設技術推進機構】

監査の結果	講じた措置
切手、回数券、収入印紙の管理簿において年度末の残高を現物と照合した証跡が残されていない。担当者が押印する等によって、より厳密な管理を行うことが必要である。	意見に基づき切手、回数券、収入印紙の年度末の残高については、出納責任者が現物と照合したうえで押印を行った。

キ 今後の方針について【宮崎県住宅供給公社】

監査の結果	講じた措置
平成25年2月には「今後将来的な解散を見据えて、保有資産の整理計画を策定のうえ、段階的に事業を縮小する」という県の方針が示された。 この方針を受け、宮崎県住宅供給公社資産整理検討会を設置し、保有資産の整理計画を策定すべく検討が重ねられている。計画策定後は、計画に沿って資産の整理を進めていくことが重要となる。	平成26年3月に資産整理計画を策定し、計画的に資産整理に取り組んでいる。 今後も計画に基づき、賃借人等の理解、協力を得ながら円滑な資産整理の推進を図っていく。